

令和8年度平野区役所ほか2施設古紙等売却（単価契約） 仕様書

1 売却予定数量（概数）

約 39,090 k g

内訳

売却物品	予定数量
古新聞	約 90kg
ダンボール	約 2,520kg
ミックスペーパー	約 15,530kg
機密文書	約 20,950kg

※数量は過年度実績ベースの予定数量であり、実際とは大きく差異がでることがある。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3 引取場所

平野区役所（庁舎北側資源ごみ置場）：大阪市平野区背戸口3-8-19

平野区北部サービスセンター：大阪市平野区加美鞍作1-9-3

平野区南部サービスセンター：大阪市平野区長吉出戸5-3-58 2階

4 作業内容

指定の場所から古紙等を回収し、再生の資源として適切に処理すること。

【品質内訳】

- ① 古新聞
- ② ダンボール
- ③ ミックスペーパー（シュレッダーくず、模造紙、古書籍、古雑誌、OA用紙等）
- ④ 機密文書

5 作業要領

- (1) 契約期間中、買受人は数量の多少に関わらず本市の指定する数量を、指定の都度引取るものとする。
- (2) 引取は、平野区役所は月2回、平野区北部サービスセンター、平野区南部サービスセンターは月1回を基本とし、平日の10時から16時までの間とする。また引取日・時間については事前に平野区役所総務課と打合せのうえ了解を得ること。なお、回収日が祝日に当たる場合には、7日前までに平野区役所総務課担当者に連絡し、回収日の調整を行うこと。
- (3) 契約期間内に回数を増やすなど臨時に依頼する場合もあるので、平野区役所総務課と協議のうえ、臨機応変に対応すること。
- (4) 機密文書については平野区役所総務課の指定する日（年2日間程度）に引取のうえ、溶解処理施設に搬入し、溶解処理後は速やかに業務完了報告書及び溶解証明書等を提出すること。
- (5) 運搬に際しては、荷崩れなど起こさないよう安全面に細心の注意を払って積み込

み、車両には荷台シートをかける処置をするなど書類を飛散、落下させないように運搬を行うこと。

- (6) 回収・処理に関しては、信義をもって誠実に履行し業務上知り得た秘密は他に漏洩しないこと。また、職を退いた後においても同様とする。
- (7) 作業中に書類等の閲覧、複写等、一切の諜報活動を行ってはならない。
- (8) 回収の際には、周辺の往来の妨げにならないように十分に注意すること。
- (9) 回収の際には、区庁舎等に損傷を与えないよう、適宜緩衝材を敷くなど十分な配慮を行うこと。
- (10) 引取完了後は、現場を清掃すること。

6 費用

引取に関する諸費用は、買受人が負担すること。

7 計量

引取した古紙等については積載重量の確認を行うため、計量法に基づく検査を受けた計量器において計量を行い、その計量結果を翌日中に平野区役所総務課（FAX 0 6 - 6 7 0 0 - 0 1 9 0）あてに FAX にて報告すること。

また、毎月の引取実績を翌月の 10 日までに担当者あて提出すること。引取実績については、回収場所ごとに実績が分かるように備考欄等に回収場所を明記すること。

8 代金の納入

代金の納入については、売払物品を引取った日の属する月の翌月末までに確定数量分の代金を、平野区役所発行の納入通知書により納付すること。

9 一括再委託の禁止

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、買受人はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- 2 買受人は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、売払人の承諾を必要としない。

- 3 買受人は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により売払人の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、売払人は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと売払人が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で買受人を選定したときは、この限りではない。

- 5 買受人は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の

者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を再委託に関する特記事項3及び4に規定する書面とあわせて売払人に提出しなければならない。

10 その他

- (1) 本契約は単価契約とし、契約単価は入札時に示した単価とする。
- (2) 代金に1円未満の端数を生じた時は、これを切り捨てる。
- (3) 頭書記載の予定数量は、契約期間中における平野区役所（平野区北部サービスセンター、平野区南部サービスセンター含む）の予定売却量を示すもので、実際数量との差異について、買受人は異議を申し立てることができない。
- (4) 本契約は、仕様書・処理計画書・関係法令等に基づき履行すること。当初処理計画書に変更がある場合は、事前に処理計画書を提出し審査を受けること。
- (5) 回収した古新聞等の中には、不純物（古紙として処理できないもの）が含まれているが、売払価格については不純物込みの重量となるので、単価算定の際は十分に考慮すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、原則として平野区役所総務課の指示に従うこと。

（本仕様書に関する問合せ先）

大阪市平野区背戸口3-8-19

大阪市平野区役所総務課

電話 06-4302-9625

FAX 06-6700-0190